

集配金サービス利用規定

1. (集配金サービスの対象)

この集配金サービスの対象となるサービスは、定例的な預入金の集金（以下「集金サービス」という）および両替金の配金（以下「配金サービス」という）とします。

2. (集金サービスの対象)

集金サービスの対象は、紙幣・硬貨および預金に直ちに受入れることのできる小切手（以下「現金等」という）とします。

3. (現金収納容器の使用等)

現金収納容器を使用して集金サービスを行う場合（以下「パック集金」という）は、別途パック集金の利用申込が必要です。

なお、この場合は「パック集金規定」により取扱います。

4. (両替の申込)

両替の申込にあたっては、両替金引渡日の前銀行営業日の正午までに、当行に対し、両替の金種・金額を当行所定の両替依頼書により申込むものとします。

5. (両替代り金の引渡し)

当行に申込した両替の代り金は、両替金と引換に引渡すものとします。

6. (取扱手数料)

- (1) この集配金サービス利用の毎月の取扱手数料は、双方で取り決めた金額により、取扱月の翌月7日（銀行が休業日の場合は翌営業日）に、本人が指定した普通預金または当座預金口座から、預金通帳および払戻請求書または小切手等によらず払い戻しのうえ、取扱手数料に充当します。
- (2) 取扱手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

7. (サービス取扱の停止)

天災地変・戦争・暴力・政治的または社会的騒乱、その他不可抗力による状況発生により、当該業務の実施が不可能であると当行が判断したときは、以降その状況の止むまでの間、サービスの取扱は停止されるものとします。

8. (解約)

当該サービスの利用は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。

9. (有効期間)

このサービスの有効期間は、申込日から1ヵ年とし、本人または当行から期間満了の3ヵ月前までに申し出がない限り、引き続き1ヵ年継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上